国別障害関連情報
コソボ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
コソボ共和国
目次

１．基礎指標 1
１－１．基礎指標 1
１－２．障害の定義と統計 2
２．障害関連政策 5
２－１．障害関連行政制度 5
２－２．障害関連法令・政策文書 7
２－３．障害関連施策の状況 12
３．国際条約及び国際協力等の実績 15
３－１．CRPD 批准による対応状況 15
３－２．マラケシュ条約実施状況 15
３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組 15
３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 15
３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 16
４．障害関連団体の活動概況 19
４－１．障害当事者団体の活動概要 19
４－２．障害者支援団体の活動概要 19
５．障害者が直面する障壁・ニーズ 21
５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 21
５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 21
５－３．就労に関する障壁・ニーズ 21
５－４．移動に関する障壁・ニーズ 22
５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ 22
５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ 22
６．参考資料 23

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（2024）.....4
図 2 障害者の年齢別割合（2024）.....4

表 1 コソボにおける障害関連担当機関.....5

略語表

ASK	Agjencia e Statistikave të Kosovës	コソボ統計局
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
EU	European Union	欧州連合
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
HANDIKOS	Association of Paraplegics and Paralysis of Children of Kosovo	コソボ小児脊髄損傷・麻痺者協会
ICF	International Classification of Functioning, Disability and Health	国際生活機能分類
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
IEP	Individualized Education Plan	個別教育計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NCPD	National Council for Persons with Disabilities	国家障害者評議会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金

１．基礎指標

１－１．基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	7,023.1 米ドル	2024 年

セクター別支出

保健医療（対 GDP 比）	N/A	
教育（対 GDP 比）	N/A	
社会福祉（対 GDP 比）	N/A	

人口

総人口	1,594,353 人	2024 年
男性人口比率	49.2 %	
女性人口比率	50.8 %	
都市人口比率	50.3 %	
農村人口比率	49.7 %	
平均余命（全体）	78.0 歳	2023 年
男性	75.8 歳	
女性	80.1 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	N/A	
乳児死亡率（1000 人当たり）	8.3 人	2023 年

教育

教育制度[3]		
初等教育年数	5 年	
義務教育年数	9 年	
成人識字率（全体）	N/A	
男性	N/A	
女性	N/A	

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-19)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] コソボの教育制度は、小学校（5 年間）、中学校（4 年間）、高校（3-4 年間）。5-6 歳から就学する。政府法令（Law No. 04/L-032 on Pre-University Education）（https://gzk.rks-gov.net/ActDocumentDetail.aspx?ActID=2770 (参照 2026-6-1)）に基づく。

就学率	
初等教育（総就学率）	
全体	N/A
男子	N/A
女子	N/A
中等教育（総就学率）	
全体	N/A
男子	N/A
女子	N/A
高等教育（総就学率）	
全体	N/A
男子	N/A
女子	N/A

雇用

失業率（全体）	N/A
男性	N/A
女性	N/A

１－２．障害の定義と統計

１－２－１．障害の定義

コソボ共和国（以下、「コソボ」と記す。）の法制度には、障害に関する単一かつ包括的な定義は存在しておらず、法律、条例、及び政策文書において各別に定義されている。

2016 年に改定された障害者の職業能力、リハビリテーション及び雇用に関する法[4]（Law on Vocational Ability, Rehabilitation and Employment of People with Disabilities）は第 3 条において、障害を「日常生活における活動への参加を妨げる身体的、感覚的、知的、あるいは精神的な機能障害（physical, sensory, intellectual or mental impairments）の結果として、その人の日常生活における活動や行動に制限が生じること」と定義している。

これに対し、2024 年に施行された社会・家族サービス法[5]（Law on Social and Family Services）第 3 条では、障害者を「長期にわたる身体的、精神的、知的または感覚的な機能障害（physical, mental, intellectual or sensory impairments）を有し、それが様々な障壁と相まって、他の者と同等の立場で社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられる恐れのある者」と定義している。

[4] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=2620&langid=2 及び https://old.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/05-L-078%20a.pdf（参照 2026-4-27）

[5] https://md.rks-gov.net/wp-content/uploads/2024/07/800963F3-7B87-4F20-A43C-B9E64D03A8A6.pdf（参照 2026-4-28）

１－２－２．障害に関する統計

コソボでは、国勢調査が2011年及び2024年に実施されている。障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットは2011年から一部組み込まれていたものの、完全な形で導入・使用されたのは2024年からである。

首相府傘下のコソボ統計局（以下、「ASK」と記す。[6]）が実施した 2024 年国勢調査[7]では、見る（Seeing）、聞く（Hearing）、歩く（Walking, climbing stairs）、集中する（Learning, concentrating or remembering）、セルフケア（Daily self-care）、コミュニケーション（Communication）の 6 機能について、「困難なし」「多少の困難」「大きな困難」「不可能」の 4 段階で質問している。そして、「不可能」「大きな困難」「多少の困難」と答えた人を「障害者」と分類している[8]。

2024年の国勢調査によると、国民に占める障害者の割合は21.3%で、2011年から約13.3%上昇した。

障害者数	337,859 人	全人口の 21.3 %	2024 年
男性	169,520 人		
女性	168,339 人		

注：障害者数の男女別内訳は人口比に基づく推計値

出所：ASK (2024)

[6] Agjencia e Statistikave të Kosovës。英語表記では Kosovo Agency of Statistics。

[7] ASK (2024) *Population and Housing Census in Kosovo 2024: First Final Results. Kosovo Agency of Statistics.* https://askapi.rks-gov.net/Custom/bffbac3c-f325-4b18-b0e3-755dcb4cccf0.pdf（参照 2026-4-30）

[8] Government of Kosovo, Office of the Prime Minister/Office of Good Governance (2025) *Strategy for the Rights of Persons with Disabilities 2025-2030.* https://kryeministri.rks-gov.net/wp-content/uploads/2025/08/SDPAK-2025-2030-Zyrtar-Anglisht.pdf（参照 2026-4-27）

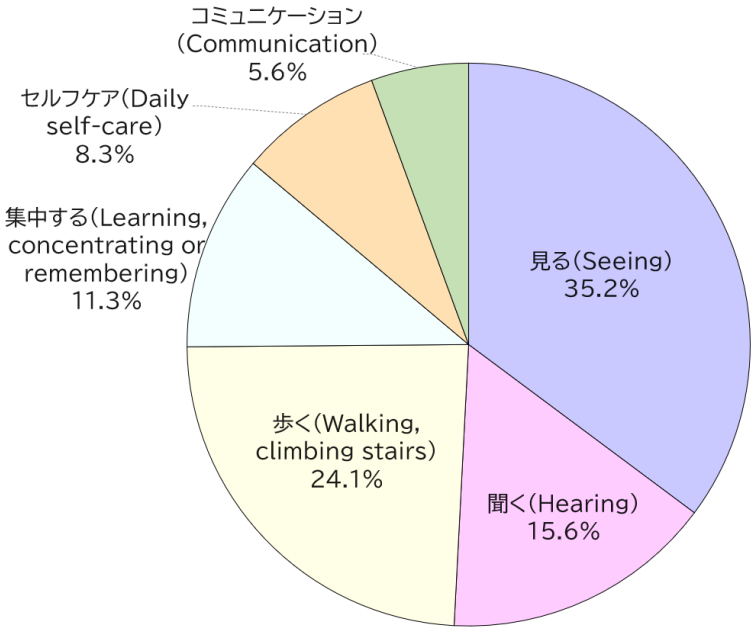


図 1 制限のある生活機能別の障害者割合（2024）

「見る」が 35.2%で最も高く、次いで「歩く」が 24.1%、「聞く」が 15.6%となっている。「集中する」は 11.3%、「セルフケア」は 8.3%、「コミュニケーション」は 5.6%である。

出所：ASK (2024)を基に調査チームが作成

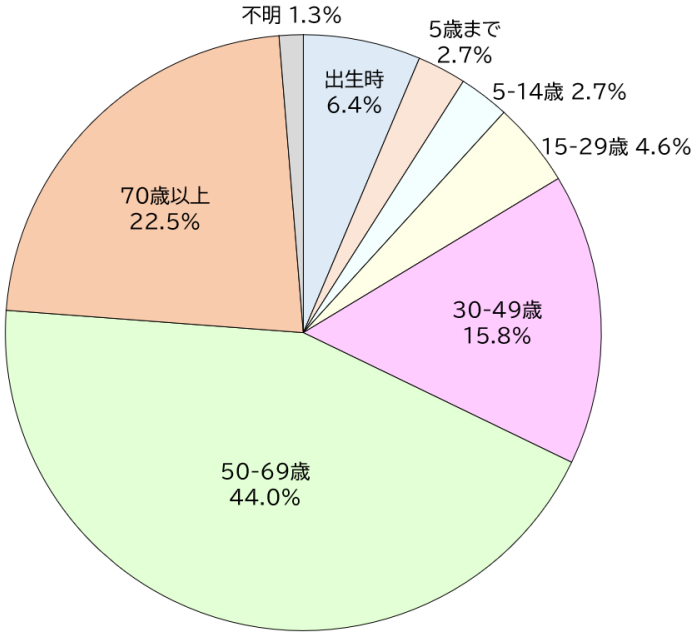


図 2 障害者の年齢別割合（2024）

50～69 歳が 44.0%と最も高く、全体の中心的な割合を占めている。次いで 70 歳以上が 22.5%、30～49 歳が 15.8%となっている。若年期では、出生時が 6.4%、15～29 歳が 4.6%、5～14 歳及び 5 歳まではいずれも 2.7%である。不明は 1.3%である。

出所：ASK (2024)を基に調査チームが作成

２．障害関連政策[9]

２－１．障害関連行政制度

コソボ政府は、本調査時点において国連未加盟であるため、障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）を批准していない。同政府は、障害者の権利を含む人権政策を調整し、国際条約との整合性を確保する機関として、首相府グッドガバナンス局（Office for Good Governance, Office of the Prime Minister）を指定している。同局が事務局を務める国家障害者評議会（National Council for Persons with Disabilities。以下、「NCPD」という。）が、他の政府機関や障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）との調整の中心的な役割を果たしている。

【中央政府】

障害関連担当機関

表 1 コソボにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	首相府グッドガバナンス局（Office for Good Governance, Office of the Prime Minister）	障害者の権利を含む人権政策を調整し、国際条約との整合性を確保する。また、障害者の権利に関する戦略の監視・報告・評価委員会の議長を務め、担当機関から半年ごとに報告書を収集する。
2	財務・労働・移転省（Ministry of Finance, Labour and Transfers）	障害者を対象とする社会政策やプログラムの策定・実施、障害年金や給付金を含む社会福祉制度の運営、障害者の職業訓練や雇用プログラムの監督等を行っている。
3	保健省（Ministry of Health）	障害者のニーズに合わせた医療サービスの提供、リハビリプログラム・サービスの開発、医療従事者への障害者包摂に関する研修、医療施設のアクセシビリティ確保等を行っている。
4	教育・科学・技術・イノベーション省（Ministry of Education, Science, Technology and Innovation）	インクルーシブ教育に関する政策・実践の推進、特別支援教育プログラムや教員向け研修の開発、学校や教育機関におけるアクセシビリティ要件の策定等を行っている。
5	法務省（Ministry of Justice）	障害に関する差別禁止法の施行、障害者に対する法的支援サービスの提供、司法アクセスの保障、法改

[9] 本節の記述は United Nations Kosovo Team (2025) *Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Kosovo. Full Report.* https://globaldisabilityfund.org/new/wp-content/uploads/2025/05/sitan-kosovo-full-report.pdf（参照 2026-4-27）及び Government of Kosovo, Office of the Prime Minister/Office of Good Governance (2025) *Strategy for the Rights of Persons with Disabilities 2025-2030.* https://kryeministri.rks-gov.net/wp-content/uploads/2025/08/SDPAK-2025-2030-Zyrtar-Anglisht.pdf（参照 2026-4-27）より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

		正や政策立案を通じた障害者権利の推進等を行っている。2023年からは、社会福祉・家族サービスの管理も担当している。
6	地方行政管理省（Ministry of Local Government Administration）	地方行政機関における障害者政策の実施状況の監督、自治体レベルでの障害者向け取組・プログラムの支援、中央政府機関と地方政府機関との調整等を行っている。
7	環境・空間計画・インフラ省（Ministry of Environment, Spatial Planning, and Infrastructure）	公共交通機関やインフラへのアクセスの保障、バリアフリーな建物や公共空間に関する規制・基準の策定、公園やレクリエーションエリアを含む環境アクセシビリティの推進等を行っている。

出所：United Nations Kosovo Team (2025)を基に調査チームが作成

国内調整委員会設置状況

障害者の機会均等、完全な社会参加、及び社会的包摂の実現に向け、また政府が障害者の状況に影響を及ぼす決定を行う際に、常にそのニーズや利益が考慮されるよう保障するため、2021 年に NCPD が設置された。人権・少数民族問題を担当する第 3 副首相が議長、首相府グッドガバナンス局が事務局を務める。

委員会名称	国家障害者評議会[10]（NCPD）
委員会メンバー	議長：第3副首相（人権・少数民族問題担当） 政府代表：財務・労働・移転省、保健省、教育・科学・技術・イノベーション省、法務省、地方行政管理省、環境・空間計画・インフラ省等（副大臣級） OPD代表：コソボ障害フォーラム、コソボ小児脊髄損傷・麻痺者協会（Association of Paraplegics and Paralysis of Children of Kosovo。以下、「HANDIKOS」という。）等 事務局：首相府グッドガバナンス局
役割と実施状況	NCPD の役割は、次のとおり。 1) 分野横断的な課題についての政策調整 2) 国家戦略の実施状況の監視と進捗の評価 3) 法整備や予算配分についての政府への助言 4) 政策決定プロセスへの当事者の意見の反映 2021 年 6 月に再編され、副首相が議長を務める体制となった。年

[10] https://support4partnership.org/en/news/inclusive-kosovo#:~:text=Council%20of%20Persons%20with%20Disabilities,rights%20of%20persons%20with%20disabilities.（参照 2026-4-27）

	2 回の会議開催が法的義務であるが 2023 年には一度も開催されず、欧州連合（European Union。以下、「EU」という。）等から機能不全を指摘された。2025 年からの新戦略推進に向け、正常化と監督機能の回復が急がれている。

【地方政府】

地方には NCPD の直接的な下部組織は存在せず、各自治体が社会福祉センター（Centres for Social Work）等を通じて現場の調整やサービス提供を担っている。中央と地方は地方行政管理省等を通じて連携している。

２－２．障害関連法令・政策文書

コソボ国憲法第 24 条第 2 項は、「いかなる者も、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国籍または社会的出身、コミュニティとの関係、財産、経済的・社会的状況、性的指向、出生、障害またはその他の個人的な状況を理由に差別されてはならない。」と定めている。

コソボの障害関連法令は、複数の法律が分担して保障する分散型の法的枠組となっている。こうしたなか、従来の断片的な支援制度を統合し、障害者の権利を包括的に保障する、障害者の評価、地位の認定、給付及びサービスに関する法（Law on Evaluation, Status Recognition, Benefits and Services for Persons with Disabilities）の成立に向けて国会での審議が行われている。

法令名	下半身麻痺及び四肢麻痺者の地位と権利に関する法[11]（No.05/L-067）（Law on the Status and the Rights of Persons with Paraplegia and Tetraplegia）
施行年	2017 年
概要	脊髄損傷等による身体障害者に特化した支援を規定。最大の特徴は、重度障害の本人だけでなく、その介助者にも同額の月次手当の受給権を認めた点にある。対象を特定の身体状態に限定する医学モデルに依拠しており、非該当者と支援水準の格差を生んでいる。

法令名	精神保健法[12]（No.05/L-025）（Law on Mental Health）
施行年	2015 年
概要	入院ではなく地域によるケアを原則とし、差別の禁止、インフォームド・コンセント、守秘義務を明確化している。あわせて、任意・非任意治療

[11] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=12554&langid=2（参照 2026-4-28）
[12] https://old.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/05-L-025%20a.pdf（参照 2026-4-28）

	の要件と手続、並びに司法による監督の枠組を定めている。
法令名	視覚障害者法[13]（No.04/L-092）（Law for Blind Persons）
施行年	2013 年
概要	視覚障害者の主な権利として、最低月額 100 ユーロの補償金支給、直接税の免除、公共交通機関の無料または割引利用が認められている。また、点字教材の提供を伴う教育機会の確保や、雇用や住宅支援における優先権等が規定されている。

法令名	コソボ共和国における公用語としての手話の承認に関する閣議決定[14]（No.06/146）（Decision on the Recognition of the Sign Language as an Official Language in the Republic of Kosovo）
施行年	2010 年
概要	手話使用者が手話を用いてコミュニケーションを行う権利が法的に保障された。その後、2014 年の行政規則（Regulation No. 15/2014）により、公的機関における具体的な手話通訳サービスの提供義務が制度化された。

法令名	障害者の職業能力、リハビリテーション及び雇用に関する法[15]（ No.03/L-019 ）（ Law on Vocational Ability, Rehabilitation and Employment of Persons with Disabilities）
施行年	2009 年（2016 年改正）
概要	障害者の自立に向けた職業リハビリテーションの権利を法制化し、従業員 50 人につき障害者 1 名の雇用を課すクオータ制を導入した。2016 年改正は、罰則を厳格化し、未達成時の納付金を障害者の就労支援基金へ充てる運用を明確にしたほか、ジョブコーチ派遣や合理的配慮提供の義務化といったソフト面の支援を拡充した。

法令名	重度障害児の家族への経済的支援に関する法[16]（No. 03/L-022）（Law on Material Support for Families of Children with Permanent Disability）
施行年	2008 年
概要	24 時間の介助を要する 18 歳未満の重度障害児を養育する家族に対する

[13] https://old.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/Law%20for%20blind%20%20persons.pdf（参照 2026-4-28）
[14] https://www.institutigap.org/news/1039#:~:text=30/09/2010,%2C%20registration%2C%20voting%2C%20etc.（参照 2026-4-28）
[15] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=2620&langid=2 及び https://old.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/05-L-078%20a.pdf（参照 2026-4-27）
[16] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=2582&langid=2（参照 2026-4-28）

	金銭的支援を規定している。所得制限はなく、世帯の経済状況に関わらず受給資格が認められる。障害の判定は専門医等で構成される委員会が行う。
法令名	障害者のアクセス確保のための建設施設の技術的要件に関する行政規則[17]（No.33/2007）（Administrative Instruction on Technical Conditions of Construction Facilities for Access of Persons with Disabilities）
施行年	2007 年
概要	障害者の移動権を保障する技術基準を定めた行政規則。公共施設や集合住宅を対象に、車いす対応スロープ、エレベーター、点字ブロック等の設置を義務付けている。本規則により、新建築物の建築許可においてはアクセシビリティ基準の遵守が必須となった。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法令名	社会・家族サービス法[18]（No.08/L-255） （Law on Social and Family Services）
施行年	2024 年
障害に関する言及	社会福祉センターによるケースマネジメントが強化され、現場の調整機能が向上した。また、サービス提供者のライセンス制を導入し、政府の認可を得た非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）等が公的予算で支援を代行する枠組を構築した。

法令名	著作権及び隣接権に関する法[19]（No.08/L-205）（Law on Copyright and Related Rights）
施行年	2023 年
障害に関する言及	EU 法体系への準拠がさらに進められ、視覚障害者や読字障害者のために著作物を点字やオーディオブック等の「アクセシブルな形式」へ複製・配布する権利がより明確に定義された。

法令名	社会的企業に関する法[20]（No.06/L-008） （Law on Social Enterprises）
施行年	2018 年
障害に関する	本法により認定された社会的企業において、障害者を含む社会的脆弱層

[17] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=7480（参照 2026-4-27）
[18] https://md.rks-gov.net/wp-content/uploads/2024/07/800963F3-7B87-4F20-A43C-B9E64D03A8A6.pdf（参照 2026-4-28）
[19] https://mkrs-ks.org/repository/docs/LAW_NO._08_L-205_ON_COPYRIGHT_AND_RELATED_RIGHTS.pdf（参照 2026-4-27）
[20] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=18187&langid=2（参照 2026-4-30）

言及	は、優先的な雇用機会（従業員の 3 割以上が脆弱層であること等）を得る。企業利益の少なくとも 50%はリハビリテーションや社会復帰を支援する各種サービスに再投資されなくてはならない。
法令名	差別からの保護に関する法[21]（No.05/L-021） （Law on the Protection from Discrimination）
施行年	2015 年
障害に関する言及	障害を差別禁止事由の一つとして明示し、あらゆる生活領域における平等な取扱いを保障する。直接差別及び間接差別に加え、障害者に対する合理的配慮の不提供も差別として定義している。

法令名	国家財政による年金制度法[22]（No. 04/L-131） （Law on Pension Schemes Financed by the State）
施行年	2014 年
障害に関する言及	旧法では障害年金は独立した法律に基づき運用されていたが、他の公的年金制度と統合された。受給要件が「完全かつ恒久的な労働不能（totally and permanently unable to work）」という医学的基準に厳格化されたことにより、多くのろう者が対象外となるなど、障害者支援としての福祉的側面が弱まった。

法令名	保健法[23]（No. 04/L-125）（Law on Health）
施行年	2013 年
障害に関する言及	障害者を「特別なニーズのある人（person with special needs）」と定義し、医療施設へのアクセス確保を公平な医療提供の原則として掲げている。第 5 条で身体的・精神的能力（physical or mental abilities）に基づく差別の禁止を明記し、第 12 条では地域社会におけるリハビリテーション及び社会復帰、麻痺がある人等に対する在宅巡回医療の提供を規定している。

法令名	自然災害その他の災害からの保護に関する法[24]（No. 04/L-027） （Law on Protection against Natural and Other Disasters）
施行年	2011 年
障害に関する	市民の義務である救助活動への従事に関して、第 21 条で心身の状態が

[21] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=10924&langid=2（参照 2026-4-28）
[22] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=9517&langid=2（参照 2026-4-30）
[23] https://cps.rks-gov.net/wp-content/uploads/2020/08/LAW_No._04_L-125_ON_HEALTH.pdf（参照 2026-4-30）
[24]https://old.kuvendikosoves.org/common/docs/ligjet/Law%20on%20protection%20against%20natural%20and%20other%20disasters.pdf（参照 2026-4-30）

言及	適さない者の活動義務免除を定め、第 29 条で活動中に 20%以上の障害を負った場合の一時金支給を規定している。

法令名	労働法[25]（No.03/L-212）（Labour Law）
施行年	2010 年
障害に関する言及	障害のある労働者に対する採用・昇進・訓練等のあらゆる段階での差別禁止を明文化している。健康保護の観点から、本人の同意及び医師による診断なしに夜間労働や時間外労働に従事させられることを拒否する権利を認めるほか、一般労働者より 5 日以上多い有給休暇を取得する権利を保障している。

法令名	社会扶助スキーム法[26]（Law on the Social Assistance Scheme）
施行年	2003 年
障害に関する言及	困窮世帯への現金給付基準を定める。「80%以上の身体的・精神的障害」があり、かつ「報酬を得るための労働が不可能（incapable of work for remuneration）」と判定されると、自立して生活することが難しく、家族等の援助や扶養に依存する世帯員と分類される。

障害者政策

政策名	コソボ共和国における障害者の権利に関する戦略[27]（Strategy for the Rights of Persons with Disabilities in the Republic of Kosovo）
実施期間	2025-2030 年
概要	旧戦略では、国連基準に基づき健康や教育・雇用の基盤整備を掲げたが、予算不足や旧統計による実態との乖離が課題であった。新戦略では、2024 年国勢調査の結果を踏まえ、CRPD 基準の国内法制度への統合、すべての公共建築物のバリアフリー化、障害者の雇用枠の厳格化、インクルーシブ教育の推進、公的支援対象の段階的な拡大等を盛り込んでいる。

政策名	コソボ教育戦略[28]（Kosovo Education Strategy）
実施期間	2022-2026 年
概要	障害のある児童・生徒の通常学校への受入と個別教育計画の導入を推進した前身のインクルーシブ教育の戦略的枠組[29]（Strategic Framework for

[25] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=2735&langid=2（参照 2026-4-27）
[26] https://gzk.rks-gov.net/ActDetail.aspx?ActID=2460&langid=2（参照 2026-4-30）
[27] https://kryeministri.rks-gov.net/wp-content/uploads/2025/08/SDPAK-2025-2030-Zyrtar-Anglisht.pdf（参照 2026-4-27）
[28] https://kosovoteam.un.org/en/237232-transforming-education-kosovo-learning-passport（参照 2026-4-30）
[29] https://www.dvv-international.ge/fileadmin/files/caucasus-turkey/Kosovo/Resources/2016.10.06._KESP_2017-2021.pdf

	Inclusive Education）から、予算を伴う制度化へ踏み出した。具体的には、250 名の支援員の国家予算による雇用計画や、教員への手話・点字研修の義務化等が盛り込まれた。

２－３．障害関連施策の状況

① 保健医療

保健法第 5 条は、医療サービスの提供において「身体的または精神的能力（physical or mental abilities）」に基づく差別を禁止すると規定しており、障害の有無にかかわらず平等な医療アクセスを確保することを原則としている。また、同法第 12 条では、コミュニティにおけるリハビリテーション及び社会復帰支援、麻痺のある者等に対する在宅巡回医療サービスの提供が規定されている。

精神保健法は、地域における精神保健サービスを基本原則とし、入院治療は例外的措置として位置づけている。同法は、差別の禁止、インフォームド・コンセント、個人情報の守秘義務を明確に定めるとともに、非自発的治療については法的要件及び司法による監督の枠組を規定している。

障害者の権利に関する戦略 2025–2030 は、障害者の医療・リハビリテーションへのアクセスを、社会サービスの質の向上を目的とする戦略目標 I の一部として位置づけている。同戦略の行動計画では、医療分野における障害者の権利に関する啓発キャンペーンや医療従事者に対する障害理解及びコミュニケーションに関する研修プログラムを実施し、診察現場での適切な情報開示と意思決定参加を確保することが明記されている。また、医療機関における情報アクセスや物理的なアクセシビリティの改善についても、包括的なアクセシビリティ向上施策と連動する形で戦略文書に盛り込まれている。

② 教育

教育分野における障害者施策は、コソボ教育戦略を中心に展開されている。同戦略は、障害のある児童・生徒を通常学校に受け入れるインクルーシブ教育の推進を国家政策として位置づけ、制度的及び財政的な措置を伴う実施計画を示している。具体的には、国家予算により教育支援員を雇用・配置する計画や、教員に対する手話・点字に関する研修の実施が盛り込まれている。また、視覚障害者法は、視覚障害のある児童・生徒に対する点字教材の提供を含む教育機会の確保を権利として明記している。

障害者の権利に関する戦略は、戦略目標Ⅱとして「インクルーシブ教育制度及び専門能力開発の推進」を掲げ、障害のある児童・生徒が一般教育制度から排除されないことを国家の責務として明示している。行動計画には、個別教育計画[30]の実施、早期発見・早期支援、職業教育及び生涯学習の促進、教員・支援員・手話指導者に対する研修の体系的実施が盛り込

（参照 2026-4-30）

[30] Individualized Education Plan: IEP

まれている。また、教材面では、視覚障害者法に基づく点字教材や補助技術の提供が、国家予算措置を伴う活動として位置づけられている。さらに、教育課程や試験制度の調整、支援人材の配置状況を指標としてモニタリングすることも戦略文書上に明記されている。

③ ジェンダー

憲法第 24 条第 2 項及び差別からの保護に関する法が、性別及び障害を差別禁止事由として明示している。同法は、合理的配慮の不提供も差別に含まれると定義しており、障害女性に対する平等的取扱いを法的に保障している。

④ 職業訓練・雇用、就労

障害者の職業能力、リハビリテーション及び雇用に関する法が中核的な法令である。同法は、障害者の自立を目的として職業リハビリテーションの権利を規定するとともに、従業員 50 人につき障害者 1 人の雇用を義務付ける雇用クオータ制を導入している。2016 年の法改正では、雇用義務未達成の場合の納付金制度及び当該資金を障害者就労支援に充当する仕組が明確化されたほか、合理的配慮の提供やジョブコーチ派遣といった就労支援措置が制度上位置づけられている。加えて、労働法は、採用、昇進、職業訓練その他の労働条件において、障害を理由とする差別を禁止している。

障害者の権利に関する戦略では、教育から雇用への移行を含む職業能力開発が、インクルーシブ教育と並ぶ重点分野として位置づけられている。行動計画には、職業訓練センターにおける障害者向け研修、資格取得支援、雇用関連法令の実施状況に関するモニタリング（雇用クオータの履行状況を含む）が明示されている。また、社会的企業法や農業分野における研修施策との連携も、職業参加促進策の一環として記載されている。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

国家財政による年金制度法は、障害年金を他の公的年金制度と統合し、受給要件を「完全かつ恒久的に労働不能」であることと定義している。これにより、障害年金は公的年金制度の一部として運用されている。一方、重度障害児の家族への経済的支援に関する法は、24 時間の介助を要する 18 歳未満の重度障害児を養育する家族に対し、所得制限を設けない現金給付を規定している。さらに、社会・家族サービス法は、社会福祉センターによるケースマネジメントを制度化し、政府が認可した NGO 等が公的予算を用いてサービス提供を担う枠組を整備している。

障害者の権利に関する戦略は、これらの制度を統合的に捉え、戦略目標 I「社会サービスの質の向上」の中核分野として位置づけている。行動計画では、社会福祉センターによるケースマネジメントの強化、認可 NGO との契約によるサービス提供、政策及びサービス実施状況を監視する制度的メカニズムの整備が明記されている。また、障害者の評価、地位の認定、給付及びサービスに関する法（障害者包括法）の策定が、政策開発指標として位置づけ

られている。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

建設施設の技術的要件に関する行政規則が法的基盤となっている。同規則は、公共施設及び集合住宅に対し、車いす用スロープ、エレベーター、点字ブロック等の設置を義務付けており、新築建築物の建築許可に際しては、これらのアクセシビリティ基準の遵守が求められている。また、視覚障害者法では、公共交通機関を無料または割引利用できると規定されている。

障害者の権利に関する戦略は、戦略目標Ⅲとして「アクセシビリティの改善」を掲げ、公共建築物、道路、交通、住宅、職場を含む物理的環境へのアクセス確保を政策対象としている。行動計画には、公共機関を対象としたアクセシビリティ監査、自治体への技術支援、交通手段のアクセシビリティ基準策定、地方予算への障害関連ニーズの反映支援が盛り込まれている。

⑦ 情報アクセシビリティ

手話を公用語として承認する閣議決定により、手話使用者が手話によって意思疎通を行う権利を法的に承認している。これを受け、2014 年の行政規則により、公的機関における手話通訳サービスの提供義務が具体化された。さらに、著作権及び隣接権に関する法は、視覚障害者及び読字障害者のために、著作物を点字、音声その他のアクセシブルな形式で複製・配布することを認めている。

障害者の権利に関する戦略は、情報及びコミュニケーションへのアクセスをアクセシビリティ改善の主要要素と位置づけている。行動計画では、政府及び自治体ウェブサイトのアクセシビリティ確保、手話通訳サービスの拡充、平易な言語による情報提供、アクセシブルな文書・データ基盤の整備が具体的活動として明記されている。また、障害者に関する統一データシステムの構築も、情報アクセシビリティ及び政策立案基盤の一環として位置づけられている。

⑧ 防災

自然災害その他の災害からの保護に関する法が、市民の救助活動への従事義務について、心身の状態が適さない者を免除すると規定している。また、災害対応活動中に 20%以上の障害を負った場合の一時金支給についても定めている。

障害者の権利に関する戦略では、防災を含むすべての公共政策において、障害者の参加、情報へのアクセス、制度的配慮を確保することが横断的原則として位置づけられている。

３．国際条約及び国際協力等の実績

2026 年 4 月時点でコソボは国連加盟国ではないため、国連事務総長に対して正式な批准書を寄託（提出）することができない。他方で、コソボ憲法第 22 条[31]は、主要な国際人権条約について「批准手続きなしに、国内法で直接効力を持たせ、国内法に優先させる」ことを規定している。

３－１．CRPD 批准による対応状況

コソボ議会は 2022 年 12 月、憲法第 22 条を改正し CRPD を直接適用の対象に加えるための憲法改正を提案した。2023 年 8 月に憲法裁判所は同改正案が憲法上保障された基本的権利・自由を縮減しないとの判断を示したが、議会による改正案の採択には至っていない[32]。国連未加盟のため、CDPR 締約国としての正式な報告義務は生じない。代わりに、現地 NGO によるレポートの提出や、EU 加盟審査プロセスを通じた人権状況の評価が実質的なモニタリング機能を果たしている。

３－２．マラケシュ条約実施状況

マラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）は、著作権に関する条約であるため憲法 22 条の直接適用外となるが、EU 加盟に向けた法整備（EU 指令の反映）や、憲法に追加された CRPD の実施プロセスを通じて、実質的に同等の権利保障が進められている。2023 年 10 月施行の新著作権法では、EU 指令への準拠がさらに進められ、視覚障害者や読字障害者のために著作物を点字やオーディオブック等の「アクセシブルな形式」へ複製・配布することに関する著作権上の例外規定がより明確化された。

３－３．SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連未加盟のため SDGs に関する公式な進捗報告の対象とはなっていないが、コソボ政府は SDGs を国家開発戦略の中核に据えている。EU 加盟に向けた法整備や環境基準の導入が SDGs 推進と直結しており、国際基準に準拠した持続可能な社会づくりを「実質的な責務」として実行している。

３－４．その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

2008 年の憲法発効時より、第 22 条第 6 項に女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of Discrimination against Women）、第 7 項に子どもの権利条約（Convention on

[31] https://codices.coe.int/codices/documents/constitution/40E606E0-8047-49BE-82CD-D0CA50411560?lang=eng（参照 2026-4-27）

[32] https://gjk-ks.org/wp-content/uploads/2023/08/ko_207_22_agj_ang.docx#:~:text=10.,Chapter%20II%20of%20the%20Constitution.&text=11.,Convention%20on%2023%20December%202010., https://oik-rks.org/en/2024/12/03/ombudspersons-statement-on-international-day-of-persons-with-disabilities（参照 2026-4-27）

the Rights of the Child）が明記されている。これにより、国連への正式な批准なしに、両条約は国内法に直接適用され、国内法に優先する効力を有する。

他方、障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（国際労働機関 159 号条約）については、憲法第 22 条への記載や公式な批准はなされていない。

３－５．障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[33]

- 日本政府[34]

【草の根無償資金協力】

・ プリズレン地域総合病院理学療法用機材整備計画（2023）
・ ジェラディン・デダ視覚障害者教育支援センター巡回車両及び教育機材整備計画（2021）
・ プリシュティナ地域精神保健センター医療用車両整備計画（2019）

- 他ドナー

【国際機関】

世界銀行

・ コソボ社会扶助制度改革プロジェクト[35]（Kosovo Social Assistance System Reform Project）（2021-2026）

国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）

・ アップシフト[36]（UPSHIFT）（2014-）
・ 複数指標クラスター調査[37]（Multiple Indicator Cluster Survey: MICS）の実施（2013-2014、2019-2020 及び 2025）
・ 保健師の家庭訪問による早期発見・早期介入システムの構築
・ 国際生活機能分類（ICF）に基づいた障害認定基準への移行支援

国連開発計画

・ 労働市場活性化プログラム[38]（Active Labour Market Programmes）（2005-2013、2014-2016 及び 2017-2022）

[33] 概ね 2016 年以降の実績を記載。
[34] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット、外務省国別約束情報年度別交換公文（E/N）データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/europe/kosovo/exchange.html（参照 2026-4-27）を基に記載
[35] 家族構成（就労可能者の有無）に関わらず、障害特性やニーズに基づく公平な受給判定基準を導入した。職業訓練や賃金補助を通じた就労支援、申請のデジタル化による移動負担の軽減、当事者の政策設計への参画の仕組も構築した。https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/099100825073013208（参照 2026-4-30）
[36] コソボで生まれ、世界 16 か国以上で導入された若者の社会起業支援事業。障害のある若者が主体となり、デザイン思考を用いて地域社会の障壁を解決するプロジェクトを企画・実行。資金提供やメンタリングにより、自己肯定感向上と就労に不可欠な実践的スキルの習得を支援。https://www.unicef.org/kosovoprogramme/upshift（参照 2026-4-30）
[37] 子どもや女性の状況（保健、教育、保護など）に関する国際比較が可能な大規模調査。https://mics.unicef.org/dissemination/kosovo-under-unsc-res-1244（参照 2026-4-30）
[38] 障害者の経済的自立を目的とした雇用創出事業。フェーズ 1 で基盤を構築後、フェーズ 2 以降は障害者への賃金補助や実務研修を本格化。第 3 フェーズではカウンセリングや起業支援をパッケージで提供。

国連女性機関

- 家庭内暴力被害者の避難シェルターのバリアフリー化や障害特性に配慮した標準運用手順の策定（2016-）
- OPD と障害女性のリーダーシップ育成（2018-2021）

国連人口基金[39]

- 国勢調査における障害者データの可視化支援（2023-2024）
- 障害のある若者への性教育とピア・サポート[40]（2018-2022）
- 産婦人科・保健センターのアクセシビリティ改善（2016-）

欧州連合（EU）

- コソボにおける脆弱な立場にある子どもたちの保護[41]（Protecting Vulnerable Children in Kosovo）（2022-2025）
- インクルーシブなコソボ[42]（Inclusive Kosovo）（2019-2024）

【二国間援助機関】

米国国際開発庁

- 社会契約に関する活動[43]（Social Contract Activity）（2022-2027）
- 青少年向けプログラム[44]（Up to Youth Program）（2019-2024）
- コソボ経済ガバナンス活動[45]（Kosovo Economic Governance Activity）（2019-2024）

ドイツ国際協力公社

- 脆弱層のための社会的権利[46]（Social Rights for Vulnerable Groups）（2019-2022 及び 2023-2026）

スイス開発協力庁

https://www.undp.org/kosovo/projects/active-labour-markets-programme-3-almp-3（参照 2026-4-30）

[39] https://www.unfpa.org/data/transparency-portal/unfpa-kosovo（参照 2026-4-30）

[40] https://www.unfpa.org/news/y-peer-empowering-young-people-empower-each-other（参照 2026-4-30）

[41] 国連児童基金（UNICEF）が実施機関。障害児を含む脆弱な立場にある子ども約 1 万人の保護と教育を支援。支援員の配置やリソースセンターの強化によるインクルーシブ教育の推進に加え、啓発活動や専門家研修を実施。
https://www.unicef.org/kosovoprogramme/reports/assessment-eu-funded-action#:~:text=Highlights,future%20programming%20and%20systemic%20reforms.（参照 2026-4-30）

[42] HANDIKOS 等の現地 OPD が実施機関。人権に基づいた法整備の促進や、公共機関への意識改革、アクセシビリティの改善を推進。https://europehouse-kosovo.com/newsblog/inclusive-kosovo#:~:text=The%20EU%2Dfunded%20project%20%E2%80%9CInclusive%20Kosovo%E2%80%9D%20was%20firmly%20grounded,%E2%80%9D%20/%20Kosova%20Gjith%C3%ABp%C3%ABrfshir%C3%ABse%20/%20Uklju%C4%8Divo%20Kosovo（参照 2026-4-30）

[43] 行動科学アプローチで自治体の説明責任を強化し、障害者のニーズを地域公共サービスに反映する基盤づくりを推進。
https://democracyinternational.com/projects/social-contract-activity-in-kosovo/（参照 2026-4-28）

[44] 国際 NGO の Global Communities 等が実施機関。障害のある若者を含む、脆弱な環境にある 15-24 歳の若者の適応力強化と経済的自立を支援。
https://globalcommunities.org/blog/up-to-youth-program-supports-sweet-entrepreneurship-in-kosovo（参照 2026-4-28）

[45] 行政手続きの簡素化や透明性の向上を推進し、障害者の雇用を促進する民間セクターへのインセンティブを設計。
https://www.chemonics.com/strengthening-economic-governance-in-kosovo/（参照 2026-4-28）

[46] 障害者を含む脆弱層が法的権利（社会サービス等）を行使できるよう、障害児向けデイケアセンターのサービス改善や、訪問支援チームの編成、自治体社会サービス計画の策定を実施。
https://www.giz.de/en/projects/social-rights-vulnerable-groups-western-balkans-0（参照 2026-4-28）

- 誰もが利用しやすい質の高い医療プロジェクト[47]（Accessible Quality Healthcare Project）（2016-2019、2020-2023 及び 2024-2027）
- 地方分権と自治体支援プロジェクト[48]（Decentralisation and Municipal Support Project）（2014-2017、2018-2021 及び 2022-2025）
- 若年層の雇用促進プロジェクト[49]（Enhancing Youth Employment Project）（2012-2016、2017-2020 及び 2021-2024）

【国際 NGO】

Finnish Association of the Deaf

- コソボでのろう者の権利確立支援[50]（2000-2005、2006-2011、2012-2015、2016-2019、2020-2023 及び 2024-2027）

カリタス（Caritas Internationalis）

- 外出困難な障害者や高齢者へ在宅ケアを提供[51]（2016-）

DVV International

- コソボにおける成人教育の専門職化[52]（Professionalisation of Adult Education in Kosovo）（2016-）

Save the Children

- 子どもの権利のための市民社会組織強化プログラム[53]（CSO Strengthening Programme for Child Rights）（2014-2024、2025-2028）
- コソボにおける最も脆弱な層のための社会サービス提供の強化[54]（Strengthening Social Service Provision for the Most Vulnerable Groups in Kosovo）（2017-2020）

[47] 健康センターや地域診療所において、障害者が尊厳を持って受診できるよう医療従事者研修や施設のバリアフリー化を実施。また、家庭訪問を通じ、外出困難な重度障害者が地域で適切な医療や健康アドバイスを受けられる体制を構築。https://aqhproject.org/（参照 2026-4-28）

[48] 国際 NGO の Helvetas Swiss Intercooperation が実施機関。自治体の業績評価に基づき交付金を付与する仕組の運用に際して、公共施設のバリアフリー化や障害者向けサービスの充実度を評価基準に組込んだ。https://www.helvetas.org/en/eastern-europe/kosovo/what-we-do/our-current-projects/kosovo-demos（参照 2026-4-28）

[49] 国際 NGO の Helvetas Swiss Intercooperation が実施機関。労働市場のミスマッチ解消を軸に、障害のある若者向けのインターンシップや、民間企業と連携した就労スキルの習得支援を実施。https://www.sdc-economy-education.ch/en/enhancing-youth-employment-eye-project-concluded（参照 2026-4-28）

[50] 組織基盤の構築から始まり、手話の記録と体系化を推進し、2010 年の公用語化に貢献。その後、辞書編纂や通訳者養成、教育カリキュラムの構築を通じて制度の定着を図った。本調査時点で、現地団体への完全な権限移転を目指す最終段階。https://islandscentre.wordpress.com/2015/08/03/manual-on-sign-language-work-launched-by-the-finnish-association-of-the-deaf/（参照 2026-4-30）

[51] https://www.caritaskosova.org/en/home-care（参照 2026-4-30）

[52] ドイツ政府資金による事業。指導員への障害配慮研修や専用の学習カリキュラム開発、現地 NGO（HANDIKOS 等）への助成により、障害者が学校卒業後も生涯学習や職業訓練に平等にアクセスできる体制を構築。https://www.dvv-international.ge/fileadmin/files/caucasus-turkey/Kosovo/Resources/STUDY___Kosovo_English.pdf（参照 2026-4-30）

[53] スウェーデン国際開発協力庁との提携事業。OPD の基盤構築から始まり、リソースセンター設置によるインクルーシブ教育の制度化へ移行。現フェーズでは、当事者主導の提言活動を強化。https://www.instagram.com/p/DWUDrPfitOx/（参照 2026-4-30）

[54] EU 資金による事業。地方自治体による NGO への業務委託の仕組作りや、デイセンターの専門家研修を実施した。https://resourcecentre.savethechildren.net/document/strengthening-social-service-provision-for-the-most-vulnerable-groups-in-kosovo（参照 2026-4-30）

４．障害関連団体の活動概況[55]

４－１．障害当事者団体の活動概要

団体名	概要
コソボ障害者フォーラム（Kosovo Disability Forum） https://kdf-ks.org/en/	2011 年設立。国内の主要な OPD を網羅するネットワーク組織で、政府の公式な交渉窓口として、障害者の権利に関する戦略の策定や、国際基準に基づいた包括的な法整備を推進している。
コソボ・インクルーシブ・ネットワーク（Kosovo Inclusive Network） https://www.kosovoinclusive.org/	2022 年設立。国内主要 OPD が連携した戦略的ネットワークで、教育や雇用、医療におけるバリアフリー化等の構造的課題に対し、より実務的な政策提言を行っている。
コソボ小児脊髄損傷・麻痺者協会（HANDIKOS） https://handi-kos.org/homepage/	1983 年設立。政策提言により、障害者の雇用促進や社会保障制度の改善をリードしている。国内 13 拠点で、理学療法やリハビリの提供、車いす等の支援機器の配布・修理、心理カウンセリングを実施するほか、バリアフリー化やインクルーシブ教育の推進にも注力している。
コソボ視覚障害者協会（Kosovo Association of the Blind） https://shvkosova.com/	1947 年設立。白杖による歩行訓練や音声ソフトを用いた IT 教育、マッサージ師等の職能訓練を通じた自立支援を行っている。また、点字投票用テンプレートの導入を推進し、参政権の保障にも尽力している。
コソボろう者協会（Kosovo Association of the Deaf） https://www.shksh.org/	1949 年設立。世界ろう連盟（World Federation of the Deaf）の加盟団体として、コソボ手話の普及と法的地位の確立に尽力してきた。国際連携を通じて、手話辞典の編纂や通訳者の育成、就労支援、政府への政策提言に注力している。

４－２．障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
ダウン症コソボ（Down Syndrome Kosova） https://downsyndromekosova.org	2007 年設立。0 歳からの早期療育や心理支援に加え、カフェ「X21」の運営や養蜂プロジェクトを通じた独自の職業訓練と雇用創出を行っている。

[55] 本節の記述は United Nations Kosovo Team (2025)より収集・編集した。それ以外から収集した情報については、出所を示した。

コソボ自閉症協会 （Association of Autism in Kosovo） https://www.instagram.com/anak.2012/	2012 年設立。国内数拠点で応用行動分析等の専門的療法や早期診断、家族研修を提供している。また、学校への支援員配置を求める提言や啓発活動にも注力している。

５．障害者が直面する障壁・ニーズ

５－１．保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

HANDIKOS によれば、障害種に対応したリハビリの体系的整備、地域で生活する障害者の支援体制、プログラムの設計や評価に OPD の専門的知見を反映させる仕組が明確に規定されておらず、医療の内容や量、提供場所に大きなばらつきが生じている。[56]

欧州委員会の報告によれば、現行法では精神障害者のみがケア施設に入所可能とされる一方、実際にはそのような施設が存在しない。また、障害児のいる家族への現金給付も重度かつ永続的な障害に限定されているため、軽度障害や改善可能なケースへの支援が不足している。[57]

世銀の報告によれば、法制度上は障害者が平等に医療を受ける権利が認められているものの、公的なリハビリテーションサービスは存在していない。医療・リハビリは主に OPD や民間事業者に依存しており、医療人材の不足や誤診、薬剤不足、施設へのアクセスの困難、長い待機時間などにより、特に障害児は学齢期まで診断されない事例が多い。[58]

５－２．教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

HANDIKOS によれば、インクルーシブ教育が法制度上位置付けられている一方、教員に対する研修内容が具体化されていない。また、点字や手話に対応できる教員の配置義務も明確ではなく、個別の学習支援についても対象や内容が限定的である。[59]

世銀の報告によれば、就学年齢の障害児の就学率は約 12%にとどまっている。社会的偏見に加え、障害児に対応できる教員や支援員の不足、個別の学習ニーズに応じたカリキュラム調整の不十分さ、並びに学校施設や教材が障害児に利用しやすい形で整備されていないことが、インクルーシブ教育の実施を妨げる主な要因となっている。[60]

５－３．就労に関する障壁・ニーズ

HANDIKOS によれば、障害を理由とした差別の禁止や雇用自体に関する規定は見られるものの、賃金や昇進、職場におけるハラスメントへの対応については限定な規定に留まっている。また、職業訓練やキャリア形成に関する具体的支援、女性や高齢の障害者を想定した配慮、地域で利用できる就労支援サービスについても十分な記述がなく、障害者の持続的な就労を支える制度としては課題が残されている。[61]

[56] HANDIKOS (2019) *International disability standards: Where does Kosovo stand? An assessment of Kosovo disability legislation in the light of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities.* https://handi-kos.org/wp-content/uploads/2004/05/Report_ENG-_29_04_20_1_395212.pdf（参照 2026-5-1）

[57] European Commission (2024) *Kosovo 2024 Report.* https://enlargement.ec.europa.eu/document/download/c790738e-4cf6-4a43-a8a9-43c1b6f01e10_en?filename=Kosovo%20Report%202024.pdf（参照 2026-5-1）

[58] World Bank (2022) *Kosovo: Disability Inclusion Profile.* http://documents.worldbank.org/curated/en/099446001262338576/IDU0c94b5e380a97e043fe0ae7004c952e7e18e6（参照 2026-5-1）

[59] HANDIKOS (2019)

[60] World Bank (2022)

[61] HANDIKOS (2019)

世銀の報告によれば、障害者雇用におけるクオータ制度が法律で定められているものの、遵守状況の監督は十分に行われていない。2019年時点で障害者の約85%が失業状態にあり、職場における合理的配慮の欠如や雇用主の偏見、職業訓練やスキル向上の機会不足が、労働市場への参加を大きく制限している。[62]

５－４．移動に関する障壁・ニーズ

世銀の報告によれば、行政命令により一定のアクセシビリティ基準が定められているものの、建設関連法令にユニバーサルデザインに関する明確な規定はない。学校や公共施設では不適切な傾斜のスロープ、手すりやエレベーター、利用可能なトイレの不足が障害者の移動を制限している。[63]

５－５．情報保障に関する障壁・ニーズ

HANDIKOS によれば、点字や手話、通訳など多様な手段による情報提供、情報通信技術（Information and Communication Technology: ICT）やインターネットサービスへのアクセス確保、民間サービスを含む情報提供主体に求められる配慮義務、専門職が障害特性に応じた対応を行うための研修について十分な規定がない。[64]

世銀の報告によれば、政府機関が点字で情報を提供することはまれである。2019 年の選挙前のテレビ討論では、認定手話通訳が配置されなかったため聴覚障害者の情報アクセスが制限されるなど、意思決定過程への参加を妨げる要因となっている。[65]

５－６．ジェンダーに関する障壁・ニーズ

HANDIKOS によれば、障害のある女性や女児の安全や基本的権利に関する規定は見られるものの、障害女性の経済的自立を支える施策、障害女性に特化した保健医療サービス、差別を明示的に禁止する規定は十分に整備されていない。[66]

世銀の報告によれば、2019 年の調査では障害女性の 41%が過去 12 か月間に暴力を経験したと報告されている。[67]

欧州委員会の報告によれば、家庭内暴力や性暴力の被害リスクが高いにもかかわらず、支援体制や相談窓口、法的保護が不十分である。[68]

[62] World Bank (2022)
[63] World Bank (2022)
[64] HANDIKOS (2019)
[65] World Bank (2022)
[66] HANDIKOS (2019)
[67] World Bank (2022)
[68] European Commission (2024)

６．参考資料

European Commission (2024) *Kosovo 2024 Report*.

Government of Kosovo, Office of the Prime Minister/Office of Good Governance (2025) *Strategy for the Rights of Persons with Disabilities 2025-2030*.

HANDIKOS (2019) *International disability standards: Where does Kosovo stand? An assessment of Kosovo disability legislation in the light of the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities*.

Kosovo Agency of Statistics (ASK) (2024) *Population and Housing Census in Kosovo 2024: First Final Results. Kosovo Agency of Statistics*.

United Nations Kosovo Team (2025) *Situational Analysis on the Rights of Persons with Disabilities in Kosovo. Full Report*.

World Bank (2022) *Kosovo: Disability Inclusion Profile*.

＜ウェブ情報＞

内閣府（2016-2025）『障害者白書』https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html（参照 2026-4-7）

JICA（2025）『すべての人々が恩恵を受ける世界を目指して「障害と開発」への取り組み』https://www.jica.go.jp/publication/pamph/ku57pq00002iqnxw-tt/disability_and_development.pdf（参照 2026-4-7）